

犯罪収益流通防止法案(仮称)の概要

※本概要については、検討途中であり、今後変更が有り得る。

※その他本法案とあわせて整備すべき法律事項についても検討を進める。

最近におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びFATF勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、金融機関本人確認法及び組織的犯罪処罰法第5章を母体として、新たに犯罪収益流通防止法案(仮称)を策定する。

1 目的にに関する規定の整備

テロ資金その他の犯罪収益の流通防止に関する施策の基本を定めること、義務対象事業者の義務を規定すること等により、テロ資金供与防止条約等を的確に実施し、及び正当な社会経済活動が犯罪収益の流通に利用されることを防止することを目的とする。

2 基本理念に関する規定の整備

犯罪収益の流通の防止に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民が共有すべき基本理念を定める。

3 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する規定の整備

犯罪収益の流通の防止に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

4 犯罪収益流通防止基本方針の策定に関する規定の整備

- (1) 政府は、犯罪収益の流通防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪収益の流通の防止に関する基本方針(犯罪収益流通防止基本方針)を定めなければならないものとする。
- (2) 犯罪収益流通防止基本方針には、事業所管行政庁、捜査機関等が講ずべき施策の基本的事項等を定めるものとする。
- (3) 国家公安委員会は、関係行政機関の長と協議して犯罪収益流通防止基本方針の案を作成するものとする。内閣総理大臣は、国家公安委員会が作成した犯罪収益流通防止基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないものとする。
- (4) 国家公安委員会は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく犯罪収益流通防止基本方針を公表しなければならないものとする。
- (5) 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、犯罪収益流通防止基本方針を変更しなければならないものとし、(3)及び(4)は変更について準用するものとする。

5 年次報告に関する規定の整備

政府は、毎年、国会に、政府が犯罪収益の流通の防止に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならないものとする。

6 義務対象事業者の定義に関する規定の整備

本人確認及び疑わしい取引の届出義務を負う義務対象事業者の定義を定める。

義務対象事業者については、現行の金融機関本人確認法及び組織的犯罪処罰法第5

章(委任政令)に既に規定されている事業者に加えて、FATF勧告に基づき、下記の事業者を対象とする方向で今後関係方面との調整を進める。

公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、クレジットカード業、ファイナンス・リース業、宝石商・貴金属商(古物営業に該当するものを除く。)、宝石商・貴金属商であって古物営業に該当するもの、不動産業

※公務員である公証人についても同様の検討を行う。

※既存の法体系において守秘義務、事業監督に関する自治等に関し他の事業者と大きく異なる特別の法的取扱いが認められている事業者については、7から10までの項目に関し、既存の法制度やFATF勧告との整合を図りつつ検討を行う必要がある。

7 本人確認義務等に関する規定の整備

本人確認、本人確認記録・取引記録の作成、保存等について、義務対象事業者及び顧客の義務等を定める。

8 疑わしい取引の届出等に関する規定の整備

- (1) 義務対象事業者による疑わしい取引の届出義務及び届出事実の顧客等への漏示の禁止について定める。
- (2) 届出先となる事業所管大臣、都道府県知事又は都道府県公安委員会(事業所管大臣等)から国家公安委員会への届出情報の通知について定める。
- (3) 国家公安委員会から捜査機関等への疑わしい取引に関する情報(届出情報、外国FIUからの情報及びこれらの整理・分析結果)の提供及び捜査機関等から国家公安委員会への閲覧・謄写請求について定める。
- (4) 国家公安委員会から外国FIUへの疑わしい取引に関する情報の提供の要件等について定める。

9 監督・検査に関する規定の整備

- (1) 義務対象事業者が本人確認、疑わしい取引の届出等の義務に違反した場合における、事業所管大臣等による是正命令について定める。
- (2) 事業所管大臣等は、本法の施行に必要な限度において義務対象事業者に対して報告徴収、立入検査等を行うことができるものとする。
- (3) 国家公安委員会の監督上の役割に関する規定の整備
 - ア 国家公安委員会は、(1)の是正命令又は本法に違反したことを理由とする他の法律の規定による監督上の措置に関し、意見を述べることができるものとする。
 - イ 国家公安委員会は、本法上の義務違反行為に関しアの意見を述べるために必要があると認められるときは、義務対象事業者に対して報告徴収、立入検査等を行うことができるものとする。

※8及び9に関連し、都道府県知事及び都道府県公安委員会が行う事務については、国と地方の関係について所要の規定を定める。

10 罰則に関する規定の整備

義務対象事業者の是正命令違反、検査拒否等及び顧客の虚偽本人情報の提供、預金口座の不正譲渡等について、罰則を定める。